

陸上自衛隊化学学校組織規則

陸上自衛隊訓令第26号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第49条の規定に基づき、陸上自衛隊化学学校組織規則を次のように定める。

昭和34年7月1日

防衛庁長官 赤城 宗徳

陸上自衛隊化学学校組織規則

改正 昭和36年2月20日庁訓第7号
昭和50年4月2日隊訓第9号
平成7年3月29日隊訓第30号
平成14年3月26日隊訓第36号

昭和45年4月17日隊訓第3号
昭和53年1月13日庁訓第1号
平成10年3月20日隊訓第10号
平成21年3月23日隊訓第9号

（校長）

第1条 陸上自衛隊化学学校（以下「学校」という。）の校長は、陸将補をもって充てる。

（副校長）

第2条 学校に、副校長1人を置く。

（内部組織）

第3条 学校に、次の1室及び3部を置く。

企画室
総務部
教育部
研究部

（企画室）

第4条 企画室においては、次の事務をつかさどる。

- （1）業務計画の作成、実施の調整及び分析検討に関すること。
- （2）組織、定員及び定数に関すること。
- （3）業務の能率的運営及び業務改善に関すること。

（総務部の分課）

第4条の2 総務部に次の3課を置く。

総務課
警備課
管理課

（総務課）

第5条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- （1）公印の保管に関すること。

- (2) 公文書の接受、発送、編集及び保管に関すること。
- (3) 人事に関すること。
- (4) 記録及び統計に関すること（教育部及び研究部の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 出版物及び厚生用品に関すること。
- (6) 福利厚生に関すること。
- (7) 健康管理に関すること。
- (8) 印刷に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、他の室、部及び課の所掌に属しない事項に関すること。

(警備課)

第5条の2 警備課においては、次の事務を、つかさどる。

- (1) 警備及び消防に関すること。
- (2) 学校に勤務する隊員の教育訓練に関すること。
- (3) 秘密の保全に関すること。

(管理課)

第6条 管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 物品（総務課、教育部及び研究部の所掌に属するものを除く。）に関すること（整備に関することを除く。）。
- (2) 給養に関すること。
- (3) 施設の維持及び管理に関すること。
- (4) 車両及び通信の運用に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、他の室、部及び課の所掌に属しない管理業務に関すること。

(教育部)

第7条 教育部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の教育訓練の計画及び実施に関すること。
- (2) 学生の教育訓練に必要な記録及び統計に関すること。
- (3) 学生の教育訓練に必要な資料及び資材に関すること。

(研究部)

第8条 研究部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 調査研究の計画及び実施に関すること。
- (2) 調査研究に必要な記録及び統計に関すること。
- (3) 調査研究に必要な資料及び資材に関すること。

(駐屯地業務隊との関係)

第9条 室及び各部の所掌事務には、駐屯地業務隊の所掌に属するものを含まないものとする。

(室長、部長及び課長)

第10条 室に室長、部に部長、課に課長を置く。

- 2 室長は、校長の命を受け、室務を掌理する。
- 3 部長は、校長の命を受け、部務を掌理する。

4 課長は、部長の命を受け、課務を掌理する。

(主任教官)

第10条の2 教育部に、主任教官1人を置く。

2 主任教官は、教育部長の命を受け、学生の教育訓令に従事するとともに、学生の教育訓練に関して学校教官の指導を行う。

(学校教官)

第11条 教育部に、学校教官を置く。

2 学校教官は、教育部長の命を受け、学生の教育訓練に従事する。

(主任研究員)

第12条 研究部に、主任研究員1人を置く。

2 主任研究員は、研究部長の命を受け、調査研究に従事するとともに、調査研究に関して研究員の指導を行う。

(研究員)

第13条 研究部に、研究員を置く。

2 研究員は、研究部長の命を受け、調査研究に従事する。

(委任規定)

第14条 この訓令に定めるもののほか、学校の内部組織に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

1 この訓令は、昭和34年8月13日から施行する。

2 陸上自衛隊化学学校組織規則(昭和32年陸上自衛隊訓令第16号)は、廃止する。

附 則(昭和36年2月20日防衛庁訓令第7号)

この訓令は、昭和36年3月1日から施行する。

附 則(昭和45年4月17日陸上自衛隊訓令第3号)

この訓令は、昭和45年4月17日から施行する。

附 則(昭和50年4月2日陸上自衛隊訓令第9号)

この訓令は、昭和50年4月3日から施行する。

附 則(昭和53年1月13日防衛庁訓令第1号)

この訓令は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則(平成7年3月29日陸上自衛隊訓令第30号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月20日陸上自衛隊訓令第10号)

この訓令は、平成10年3月26日から施行する。

附 則(平成14年3月26日陸上自衛隊訓令第36号)

この訓令は、平成14年3月27日から施行する。

附 則(平成21年3月23日陸上自衛隊訓令第9号)

この訓令は、平成21年3月26日から施行する。